

高齢者や障害者等が利用しやすい建物とするための
バリアフリー基準の見直しについて
(福祉のまちづくり条例に基づく特定施設整備基準の見直し)

1 背景・目的

本県では、バリアフリー法^{*}(旧ハートビル法)制定以前の平成4年10月に「福祉のまちづくり条例」(以下「条例」という。)を制定し、高齢者等を含む全ての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを全国に先駆けて推進してきました。

条例では、学校や病院、劇場等のうち一定規模以上の施設(以下「特定施設」という。)のバリアフリー化のための基準(以下「整備基準」という。)を定め、建築等の際に遵守を義務付けることにより、誰もが安全かつ快適に利用することができる施設の整備を促進してきました。

平成23年からは、バリアフリー法の委任規定に基づき、条例の整備基準を同法の基準の一部として位置付けており、バリアフリー法よりも対象となる建築物の用途、規模を広げているほか、条例独自の基準を追加しています。

これまでバリアフリー法では、車椅子利用者利用便房などのバリアフリー設備は、「最低限1つ設ける」こととしていましたが、利用者のニーズを踏まえ、「規模に応じて複数設ける」という考え方に移行し、バリアフリー法の整備基準が改正されました。

本県でもこの趣旨を踏まえ、まちづくり審議会に設置した「福祉のまちづくり検討小委員会」において検討を行い、特定施設の便所、駐車場及び劇場等の客席に係る整備基準の見直し案を取りまとめました。今後、県民の皆さまからのご意見・ご提案を参考に改正案を作成し、条例及び施行規則の改正を行う予定です。

※ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

2 主な見直しの概要

(1) 便所に係る整備基準

ア 特定施設の便所には、原則として、車椅子を使用している者(以下「車椅子利用者」という。)が安全かつ快適に利用することができる所定の構造の便房を各階に1以上(現行：当該特定施設に1以上)設けることとする。

イ 一定規模以上の特定施設の便所には、ベビーチェア及びおむつ交換台並びにオストメイトが円滑に利用することができる水洗器具を2箇所以上(現行：1箇所以上)設けることとする。

(2) 駐車場に係る整備基準

特定施設の駐車場には、駐車区画の幅員が350cm以上を満たす等、車椅子利用者が安全かつ快適に利用することができる駐車施設を駐車台数に応じて所定の

数以上（現行：1区画以上）設けることとする。

(3) 劇場等の客席に係る整備基準

特定施設である劇場等の客席には、間口90cm以上、奥行140cm以上を満たす等、車椅子使用者が安全かつ快適に利用できる観覧スペースを客席数に応じて所定の数以上（現行：1区画以上）設けることとする。

3 今後のスケジュール（予定）

(1) パブリックコメント受付期間

令和6年12月19日（木）から令和7年1月8日（水）まで

(2) 条例等の公布：令和7年3月（県議会の議決後）

(3) 条例等の施行：令和7年6月1日